

日銀市第157号
2017年9月26日

特則適格担保の対象差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

特則適格担保の掛目の一部変更および
「特則適格担保に関する細則」の一部改正に関する件

日本銀行では、特則適格担保^(注1)の掛目の一部を2017年10月26日から変更することとしましたので、通知します^(注2)。変更後の掛目は、変更日の業務開始時から適用します。詳細については、日本銀行のホームページ(<http://www.boj.or.jp>)に掲載している本日付の「適格担保の担保価格」の一部改正等について」をご参照ください。

また、担保関係事務の明確化およびその適切な取扱いの確保に資する観点から、「特則適格担保に関する細則」を別紙のとおり一部改正し、本日から実施することとしましたので、併せて通知します。

(注1) 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」および「平成二十八年熊本地震にかかる被災地企業等債務に関する担保の適格性判定等に関する特則」に基づく適格担保を指します。

(注2) 本通知による「特則適格担保に関する細則」の一部改正も踏まえ、今後、特則適格担保の掛目の変更に際しては、書面ではなく日本銀行のホームページの「業務上の事務連絡」(<http://www5.boj.or.jp>)への掲載の方法により、特則適格担保の対象差入金融機関等に対して通知することとなりますので、ご注意ください。

以 上

「特則適格担保に関する細則」中一部改正

- 第4章を横線のとおり改める。

第4章 担保余裕額の管理

担保出力指定店舗または担保交付指定店舗は、「担保に関する細則」により、担保価額および所要担保価額の管理を厳格に行ってください。

とくに、現に日本銀行に差入れている担保について、特則適格社債の選定・選定解除が行われた場合または第3章3.により特則適格支払人等の選定・選定解除等が行われた場合には、適用される掛目の値の違いにより担保価額が変動することがありますので、注意してください。

特則適格担保の目的物の種類や残存期間に応じて適用される掛目の値については、日本銀行のホームページ（<http://www.boj.or.jp>）に掲載している「適格担保の担保価格」3.において具体的に定めています。日本銀行では、掛目の値等について、原則として年1回の頻度で、金融市場の情勢等を踏まえた検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととしています^(注)。担保出力指定店舗または担保交付指定店舗においては、毎営業日の業務開始時点で適用される掛目の値を前提として、同時点で担保不足とならないよう、担保価額や所要担保価額の管理を厳格に行う必要があります。

掛目の値が変更となった場合の取扱いは、担保差入金融機関等が日銀ネット利用金融機関等か否かの別により、以下のとおりです。

(注) 掛目の値の変更を決定した場合等には、原則として日本銀行のホームページ（<http://www5.boj.or.jp>）への掲載の方法により、担保差入金融機関等に対して通知します。

以下略（不変）